

全日本柔道連盟が求める指導者

1. 講道館柔道の魅力を正しく伝えることができる指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、嘉納師範の遺された以下の「理想の柔道教師」像をよく理解し、その実践に努めることができる。

理想として、柔道指導者は、攻撃防禦の技術に堪能で、勝負上の理論も心得、同時に、体育家として必要となる知識を有し、かつその方法にも修熟し、また教育者としては、道德教育の理論にも精通し、稽古の方法にも達し、さらに柔道の原理を社会生活に応用する上において、精深なる知識を有し、方法をわきまえている事が必要である。
(意識)

2. 社会に有益な人材を育成する指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、目先の勝敗に拘ることなく、生涯を通じた人間的成長を長期的視点にたって支援することができる。
- 全日本柔道連盟が求める指導者は、社会に有益な人材を育成し、豊かな文化の創造や柔道の社会的価値を高めることができる。

3. 人権を尊重し多様性に配慮する指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、いかなる差別や暴力・暴言、やハラスメントも容認せず、すべての人々の権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる。

4. 安全に配慮しコンプライアンスを徹底する指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、事故を起こさないとの確たる信念を持ち、事故を予防するための十分な知識を有し、事故を予防する行動をとることができる。
- 全日本柔道連盟が求める指導者は、法令や社会的規範を守り、社会の一員として模範となる態度・行動をとることができる。

5. 柔道 MIND を実践する指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、礼節を重んじ、自らの意思で正しい行動を選択して堂々とふるまい、他者からの尊敬を得られるよう努めることができる。
- 全日本柔道連盟が求める指導者は、人々が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・融和・協調（「相助相譲」）できる環境をつくることができる。

6. 自己研鑽により成長を続ける指導者

- 全日本柔道連盟が求める指導者は、柔道修行の窮境の目的をよく理解し、目的が達成できるように真摯に取り組みながら、柔道実践者と共に成長することができる。
- 全日本柔道連盟が求める指導者は、常に高い向上心を持って学び続け、最新のルールや指導法等にも精通し、それらを柔道実践者に言語的に伝達することができる。